

【別紙】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：公益財団法人足立区スポーツ協会]

[記載日：令和7年2月6日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
東京都生活文化スポーツ局や公益法人行政総合サイトからの指示に従い、適切に提出すべき各種届出等を行っている。 なお、今後、関係法令等の改正等があった際に適時に情報を収集するようにするため、必要に応じて弁護士相談を行うことを予定している。	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
新規にイベントを行おうとする際や、施設付帯設備等へのトラブルが生じた際等に、足立区とも連携した上で、関係する条例及び規則等を参照し、必要な手続等を確認している。	

(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>事業運営に関する報告を目的とする執行役員会、決算の承認・理事会議決事項の報告等を目的とする評議員会、当会の運営に関する議案の議決を目的とする理事会、その他予算や事業に関する立案等を行う各種部会を開催している。</p> <p>また、当会の計算書類は、顧問税理士事務所による月1回の会計監査、及び監事による年1回の監査を経て作成していくこととなっている。</p>	
<p>原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。</p>	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>当会は、足立区内における体育、スポーツ、レクリエーションの振興を図り、区民の心身の健全な発達と明るく豊かな生活の形成に寄与し、活力ある地域社会づくりに貢献することを目的として、以下の事業を行うこととしている。これは、定款に規定(3条、4条)した上で当会のホームページ上で公開しているほか、各加盟団体に対しても、2か月に1回程度開催する加盟団体連絡者協議会において周知している。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 区民の体育、スポーツ、レクリエーションの振興を図るための事業 (2) 体育、スポーツ、レクリエーションの指導者養成及び研修並びに紹介事業 (3) 区民のスポーツ競技力向上事業 (4) 東京都・足立区から受託する体育、スポーツ、レクリエーション事業 (5) 体育功労者の顕彰 (6) 前各号の事業を推進するために行う加盟団体育成事業 (7) その他当会の目的を達成するために必要な事業 	
<p>原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。</p>	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>当会役職員に対しては、①年1回程度の頻度で外部講師を招聘し、「指導におけるパワハラ・セクハラ・暴力行為の根絶、不適切な会計処理に関する注意喚起」を内容とする研修を実施している。また、不適切指導等の苦情や相談に対応するため(仮称)コンプライアンス委員会の設置を検討している。</p>	

(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>指導者に対しては、上記(1)と同様の研修を行うとともに、不適切指導等の苦情や相談を受けた際には、メール及び加盟団体連絡者協議会の場で当該事例を共有し、再発防止に努めるようにしている。</p>	
<p>原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。</p>	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>原則 1 (4)と同様、当会の計算書類は、顧問税理士事務所による月 1 回の会計監査、及び監事による年 1 回の監査を経て作成していくこととなっている。</p>	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>足立区から当会に対しては、足立区社会体育事業補助金交付要綱及び公益財団法人足立区スポーツ協会への補助金交付要綱に従って補助金が支給されている。また、当会から各加盟団体に対しては、競技力向上事業助成金交付要綱及びスポーツ大会事業運営・派遣、競技力向上事業に関する補助・助成基準に基づいて補助金を支給している。</p> <p>これら補助金支給の適正性に関しては、2年に1回の頻度で、足立区監査事務局職員及び足立区監査委員による監査を受けている。</p>	
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>当会では、経理担当と監査担当を別の者が行うようにしている。経理担当は会計担当職員 2 名を配置しており、監査担当は、原則 1(4)のとおり、顧問税理士事務所と監事 2 名に依頼している。</p>	

原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。

(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	B
---------------------------	---

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

当会では、当会の情報公開規程に従い情報開示の要否を検討している。具体的には、当会の定款、事業計画、事業報告、決算書類及び予算書類をホームページ上で公開している。今後は、評議員会等の会議体で報告した書類についても、随時ホームページに公開していくよう検討している。

(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
------------------------------	---

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

上記(1)のとおり、一部の情報は当会ホームページ上で公開している。その他にも、組織運営に重要な影響を及ぼし得る役職員の選任に関する情報、大会運営に際する補助金の支給基準等の情報は、必要に応じて加盟団体連絡者協議会の場で報告している。

原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。

自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか
(ある場合は下欄に記述)

原則■について	
---------	--

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

なし